

災害時における物資の供給及び保管等に関する協定

安中市(以下「甲」という。)と碓氷安中農業協同組合(以下「乙」という。)は、安中市内で災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)における物資の供給及び保管等に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲及び乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、物資の供給及び救援物資の保管等について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に次の事項について乙に要請することができる。

- (1) 乙が所有する食料、飲料水その他生活必需品及び資機材(以下「生活物資等」という。)の提供に関する事
- (2) 乙が管理する倉庫等における救援物資等の一時保管に関する事
- (3) 乙が所有する遺体の安置施設等の提供に関する事
- (4) 甲が指定する車両等へのガソリン及び軽油等の提供に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち乙が協力できる事項

2 甲は、前項で規定している事項を乙に要請する場合には、要請書(様式1)にて行う。ただし、緊急を要する場合は、電話、口頭等により要請し、その後速やかに要請書を提出する。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けた際は、協力業務を実施することが困難な事情があるときを除き、可能な範囲で協力するものとする。

2 乙は、前項の協力業務を遂行したときは実績報告書(様式2)を甲に提出する。

(生活物資等の運搬)

第4条 甲は、生活物資等の引渡場所を指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙が指定するものを行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づく協力業務の実施に要した費用の額は、法令等で定めるものを除くほか、乙が提供した生活物資等の代金に関しては災害発生直前における乙の小売価格、乙の施設の使用料に関しては時価相場相当額、荷役作業に関しては関わった人員の日当相当額、輸送料に関しては実勢相場相当額又は国土交通省届出料金を基準として算定し、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき決定した額を甲に請求するものとし、甲は災害による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(平時の備え)

第6条 甲と乙は、災害時等における対応を円滑に行うことができるよう、あらかじめこの協定に関する担当部署を定め、平時から必要な情報を相互に交換しておくものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲と乙で協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙で記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月7日

安中市安中一丁目23番13号

甲 安中市
市長

安中市原市634番地

乙 碓氷安中農業協同組合
代表理事組合長